

論点の整理（子育て支援・住宅セーフティネット・高齢化社会への対応）

項目	現 状	課 題	論 点
子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子高齢化の進展、子育て世帯の減少 ・全国的にワーストクラスの合計特殊出生率 ・ひとり親世帯の増加 ・京都府総合計画「子育て環境日本一」きょうとチャレンジ ・住宅・居住環境の個別要素の重要度について、「収納の多さ」や「住宅の広さ」に不満が大きい。一方、「通勤・通学の利便」が重視されている。(全国) ・20・30代の約65%が親と同居・近居の意向あり。(全国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい住宅・居住環境はどのようなものか。 ・子育て世帯にとって望ましい住宅の供給や入居の円滑化に向けて、どのような対策が求められるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅政策の立場から、子育て世帯、未婚者を含む将来子育てを行う若年世帯に対し、どのような支援を行うべきか。 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てしやすい住宅・居住環境の整備、供給の促進など、ハードへの支援として。 ・多世代同居や近居の促進、交流・相談の場や機会の提供など、ソフトによる支援として。 ・公営住宅を活用した子育て支援としてはどのような施策が効果的なのか。
住宅セーフティネット	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住宅セーフティネット制度の創設（H29.10.25改正法施行） ・入管法改正による在留外国人増加の見込み（H31.4.1施行） ・高齢者や障害者等に対する家主の入居拒否の実態は依然として存在 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録をはじめとする住宅セーフティネット制度の事業効果をどのように検証し、実効性を向上していくべきか。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆民間賃貸住宅を活用した要配慮者への支援（セーフティネット住宅登録制度）を実効性のあるものとするために、現行制度をどのように運用、また補強することが必要か。 <ul style="list-style-type: none"> ・家主の不安払拭、そのために取り組むべきこと ・負担可能な家賃で入居できるよう、家賃軽減への助成 ◆公営住宅での支援のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ・入居要件の見直しなど、新たに取り組むべきことは何か。
高齢化社会への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化の進展 ・高齢者世帯の増加、単身高齢者世帯の増加 ・全世代において、介護が必要になっても安心して暮らし続けられる住まいを求めている。(全国) 	<ul style="list-style-type: none"> ・住み慣れた地域で自立して暮らし続けられるために、地域の医療・福祉等の政策との連携をどのようにして実効性のあるものとするか。 ・高齢期に適した自宅の改修や高齢者向け施設・住宅への住み替えを必要に応じ適切に行うためにどのような支援が必要か。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者向け改修をさらに推進するための支援はどうあるべきか。 ◆さらに踏み込んで「ユニバーサルデザインの観点で整備された良質な住宅」ストックの拡大という目標まで引き上げられないか。 <ul style="list-style-type: none"> ・民間住宅の新築時の誘導 ・公営住宅の建て替え、改善時に確保すべき水準（住戸、住棟単位のほか、まちづくりとしての団地整備の視点から）

4 重点目標と基本的な施策

重点目標	基本的な施策
<p>《重点目標Ⅰ》 府民安心の再構築</p> <p>◆目標1 社会全体での子育て支援に向けた住環境の整備</p> <p>◆目標2 高齢者等が安心して住み続けられる住環境の整備</p> <p>◆目標3 住宅市場全体の中での住宅セーフティネットの構築</p>	<p>1) 公的賃貸住宅への入居の支援 2) 公営住宅における先導的な取組の推進 3) 民間住宅等における子育て世帯や多子世帯、多世代同居・近居世帯への支援 4) 子育て世帯に対する適切な住情報の提供</p> <p>1) 住宅のバリアフリー化等の推進 2) サービス付き高齢者向け住宅等の多様な住まいの供給促進と高齢者共生型まちづくりの推進 3) 公営住宅における取組 4) 高齢者等に対する適切な住情報の提供</p> <p>1) 地域における公的賃貸住宅全体のストック数や地域特性、需給バランスを踏まえた適正な公営住宅等の供給 2) 公営住宅の管理の適正化 3) 居住支援協議会等による民間賃貸住宅を活用した取組</p>
<p>《重点目標Ⅱ》 地域共生の実現と京都力の発揮</p> <p>◆目標4 地域特性を活かした魅力あるまちづくり</p> <p>◆目標5 地域における既存住宅ストックの活用促進と空き家対策</p> <p>◆目標6 世界の範となるべき地球環境・エネルギー問題への対応</p>	<p>1) 地域の課題に対応した取組の推進 2) 地域力向上や地域コミュニティ活性化を図るための活動を行う各種団体との連携やその活動支援 3) 景観や建築文化等の京都の特性を活かした施策の展開や取組支援</p> <p>1) 既存住宅ストックの質の向上と流通促進 2) 空き家対策</p> <p>1) あらゆる段階における長寿命化や省エネルギー化の推進 2) 府内産木材利用の促進 3) 家庭での省エネルギー・省CO₂の意識向上 4) 家庭での再生可能エネルギーの導入拡大</p>
<p>《重点目標Ⅲ》 府民安全の確保(災害等への備え)</p> <p>◆目標7 災害対策等の推進による府民安全の確保</p>	<p>1) 既存住宅の耐震化等の促進 2) 各種の災害に対するハード面とソフト面での防災・減災の総合的・段階的な取組 3) 公的賃貸住宅団地等における災害対策の推進、地域防災への貢献 4) 宅地や市街地の安全性の確保</p>
<p>《横断的効果促進目標》</p> <p>◆目標8 住まいに関する情報提供と住教育による府民の住まい力の向上</p>	<p>1) 住情報の提供 2) 住教育に係る幅広い取組 3) 住生活に係る各種相談窓口の連携・一元化、専門家との連携等</p>

第4章 住宅施策への展開

住宅政策を進めるには、府や市町村等の公的主体はもちろん、住宅関連事業者等の各主体がそれぞれの特性を活かし適切な役割を担いつつ連携・協力することが必要です。

また、住生活には、住宅分野だけでなく福祉・雇用や環境、産業、防災、地域活性化等、幅広い分野と関係があることから、様々な分野と連携しながら総合的に推進することが必要です。

1 基本的な施策

重点目標Ⅰ：府民安心の再構築

◆ 目標1 社会全体での子育て支援に向けた住環境の整備

厳しい少子化の状況を克服するための社会全体での結婚から子育てまでの切れ目のない支援に向け、子育てしやすい住環境の整備を図ります。

1) 公的賃貸住宅への入居の支援

- ・子育て世帯（特にひとり親世帯や多子世帯）や新婚世帯を対象とした公営住宅への優先入居や期限付き入居制度等の取組、地域優良賃貸住宅の活用等により入居機会の拡大を進めます。
- ・空き住戸の二戸一改善や比較的大きな住戸に住む単身高齢者等の住替え支援（ミスマッチ解消）による多子世帯向け住戸の更なる確保を行います。
- ・公営住宅の建替えにおける子育てに配慮した仕様の住戸や集会所の整備のほか、既存団地においても住戸や集会所の改善を進めます。

2) 公営住宅における先導的な取組の推進

- ・公営住宅の建替えにおいて、まちづくりの観点から福祉部局と調整の上で、保育所等の併設や子育て支援活動との連携を図ります。
- ・公営住宅の空き住戸等の目的外使用による新たな住まい方の展開（若者向けシェアハウスやDIY住宅等）や福祉連携・大学連携・地域のコミュニティ活動との連携した取組などを図ります。

3) 民間住宅等における子育て世帯や多子世帯、多世代同居・近居世帯への支援

- ・「京都府少子化対策条例」に基づく子育て世帯に対する総合的な支援の一環として、金融機関が総合融資制度を設けた際の支援や多子世帯の居住の用に供する家屋等の取得に対する不動産取得税の特例措置などにより、子育て世帯や多子世帯、3世代同居・近居の支援を行います。

- ・子育て応援住宅総合支援制度（リフォーム助成等）を創設します。
- ・地域での子育てを支援するため、市町村と連携した地域子育て支援拠点の整備や空き店舗などを活用した子育て広場等の設置を促進します。

4) 子育て世帯に対する適切な住情報の提供

- ・子育て家庭向けの良好な居住環境を有する住宅の新築等のための指針である「子育てにやさしい住宅・住環境ガイドライン」について不動産事業者や府民に対する周知を進めるなど、NPOや地域の住民とも連携して子育て世帯に対する住情報等の提供に取り組みます。

【成果指標と目標値】

成果指標	現況値	目標値
子育て世帯における誘導居住面積水準達成率	36.6% (平 25)	55% (平 37)
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	16.6% (平 25)	38% (平 37)
子育て支援サービスの状況に対する満足度*	67.3% (平 25)	—

* 目標値の設定はしないが、府民の評価やニーズを把握するための「府民満足指標」として参考に計画に記載

◆ 目標2 高齢者等が安心して住み続けられる住環境の整備

急速に進展する高齢化社会への対応に向け、高齢者等が安心して住み続けられる住環境の整備を図ります。

1) 住宅のバリアフリー化等の推進

- ・住戸部分や共用部分のバリアフリー改善等により既設公営住宅のバリアフリー化を推進します。
- ・京都府住宅改良資金融資制度（21世紀住宅リフォーム資金）や介護予防安心住まい推進事業等の支援制度により、民間住宅における段差解消、手すり設置、ホームエレベーター設置工事などのバリアフリー化を進めます。
- ・誰もが安心して暮らせる社会を実現するため、「京都府福祉のまちづくり条例」による共同住宅等の対象施設の工事着手前の計画の協議や工事完了の届出の徹底を図るとともに、ユニバーサルデザインの一層の普及を推進します。

2) サービス付き高齢者向け住宅等の多様な住まいの供給促進と高齢者共生型まちづくりの推進

- ・高齢者が安心・安全・快適に生活することができる多様な住まいの確保のため、立地する地域との調和に配慮し、サービスを総合的に提供するサービス付き高齢者向け住宅等の供給促進や、空き家を活用した住まいの確保や日常的な生活支援を促進します。
- ・サービス付き高齢者向け住宅等については、地域包括ケアシステムの推進に資する住宅や、サービスの質の向上に取り組む住宅を支援するための施策を導入し、より安心で質の高い住宅の供給を促進するとともに、地域に即したサービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、市町村による高齢者居住安定確保計画の策定を支援します。
- ・サービス付き高齢者向け住宅等の運営に当たって、地域住民の代表者が参画する運営懇談会を設置する等、地域の協力を得たサービス提供が可能となる体制を支援します。
- ・サービス付き高齢者向け住宅等の質の向上にむけて事業者の自発的な取組や自助努力を評価・公表する外部評価制度を導入するとともに、多様な高齢者の住まいの中から自らにふさわしく、望ましい住まいを選択できるよう情報提供制度を導入します。
- ・生涯現役で輝ける健康長寿のコミュニティの形成に向け、「高齢者共生型まちづくり（京都版C C R C）構想」を推進します。

3) 公営住宅における取組

- ・福祉部局等と調整を図りながら、公営住宅の優先入居等の取組により高齢者や障害者などの居住の安定を図るとともに、入居者のニーズに応じた住み替え等の取組を進めます。

4) 高齢者等に対する適切な住情報の提供

- ・高齢者だけでなく誰もが安心して住み続けられるように、住まいに関する相談だけでなく介護予防や生活支援等の福祉サービスについてもあわせて対応できるような総合的な相談窓口の設置や、市町村の地域包括支援センター等での住まいに関する情報提供を進めます。

【成果指標と目標値】

成果指標	現況値	目標値
高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化（手すり2箇所または屋内段差解消）率	41.3% (平 25)	75% (平 37)
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率（再掲）	16.6% (平 25)	38% (平 37)
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	1.6% (平 27)	4% (平 37)
高齢者生活支援施設を併設するサービス付き高齢者向け住宅の割合	76.2% (平 27)	90% (平 37)
福祉、介護などの生活支援サービスの状況に対する満足度*	69.8% (平 25)	—

* 目標値の設定はしないが、府民の評価やニーズを把握するための「府民満足指標」として参考に計画に記載

◆ 目標3 住宅市場全体の中での住宅セーフティネットの構築

住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、住宅市場全体の中での住宅セーフティネットの構築について、福祉施策や雇用政策、教育政策と連携した総合的な対応を図ります。

1) 地域における公的賃貸住宅全体のストック数や地域特性、需給バランスを踏まえた適正な公営住宅等の供給

- ・市場では適正な居住水準の住宅を自力で確保することが困難な世帯のため、公共賃貸住宅事業者が連携して、必要な公営住宅供給量を確保します。
- ・高齢者や子育て世帯はもとより多様な世帯が居住・交流でき、入居者の加齢による身体機能の低下や出産・子どもの成長による家族構成の変化等にも柔軟に対応できる機能や施設を備えた公営住宅等の整備を促進します。

2) 公営住宅の管理の適正化

- ・真に住宅に困窮する世帯に対する入居機会の公平性を高めるため、住宅困窮要件や連帯保証人要件などの入居者資格や入居承継等の合理化を図り、公営住宅に居住する収入超過者や高額所得者の他の公的賃貸住宅等への住み替えを促進します。
- ・募集情報の適切な提供のため、公営住宅の募集方法の改善や複数の公的賃貸住宅事業者による連携した相談・募集の実施（相談の共同化や募集の一元化など）を検討します。
- ・犯罪やドメスティック・バイオレンス被害者の優先入居を推進するとともに、被災者の一時入居に対応する体制等の整備を進めます。

3) 居住支援協議会等による民間賃貸住宅を活用した取組

- ・住宅確保要配慮者の増加に対応するため、一定の質を確保した低廉な家賃の民間賃貸住宅ストックの活用について、国の補助制度の利用促進を図るとともに、国における新たな住宅セーフティネット機能の強化に向けた仕組みの構築に係る議論を踏まえ、地域の多様な住宅事情（対象とする世帯の所得・世帯構成や活用可能な民間賃貸住宅の空き家の現況（立地・構造・性能などの状況））に対応したきめ細かな方策を検討します。
- ・民間賃貸住宅への住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、地域における地方公共団体、不動産関連団体、福祉関連団体等が連携した取組を進めるとともに、生活困窮者自立支援制度等の福祉施策と連携した総合的な取組につなげます。
- ・京都府居住支援協議会を通じた取組により、宅地建物取引業者・賃貸住宅管理事業者等から民間賃貸住宅の貸主や高齢者などへの各種入居支援制度に係る助言・情報提供等を推進します。
- ・住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、家賃債務保証制度や見守りの仕組みづくりなどの課題解決方策について居住支援協議会で検討します。

【成果指標と目標値】

成果指標	現況値	目標値
最低居住面積水準未達の世帯率	4.4% (平 25)	早期に解消